

「三鷹市高齢者計画・第十期介護保険事業計画」策定支援業務
プロポーザル実施要領

1 趣旨

「三鷹市高齢者計画・第十期介護保険事業計画」策定支援業務について、プロポーザルにより契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するに当たり、参加資格や審査方法など必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務内容

「三鷹市高齢者計画・第十期介護保険事業計画」策定支援業務仕様書のとおり

(2) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(3) 履行場所

三鷹市が指定する場所

3 経費

見積上限額は13,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）とし、見積上限額を超える額を提示した者は失格とする。

提案のあった見積金額は契約締結に当たっての参考とするが、見積金額での契約締結を約するものではない。

また、本件は最低制限価格を設定しており、これを下回る額を提示した者も失格とする。最低制限価格は非公開とする。

4 実施方式

公募型プロポーザル

5 参加資格

(1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に「三鷹市」の登録がされていること。

(2) 三鷹市（以下「市」という。）において指名停止されていないこと。

(3) 三鷹市契約における暴力団等排除措置要綱による入札参加等排除措置を受けていないこと。

(4) 経営不振の状態（会社更生法による更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法による再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったときなど）にないこと。

6 募集内容

「三鷹市高齢者計画・第十期介護保険事業計画」策定支援業務プロポーザル募集要項のとおり

7 審査方法

「三鷹市高齢者計画・第十期介護保険事業計画」策定支援業務に係る候補者選定委員

会を設置し、審査を行う（委員会要領は別紙のとおり）。

審査手順、評価項目の配点、評価方法等は「三鷹市高齢者計画・第十期介護保険事業計画」策定支援業務に係る候補者審査要領のとおりとする。

8 日程

項目	期間又は期日
募集要項等配布	4月11日（金）～4月24日（木）
質疑受付	4月11日（金）～4月24日（木）
質疑に対する回答	4月14日（月）～4月25日（金）
応募受付	4月11日（金）～4月28日（月）
書類審査	5月7日（水）予定
書類審査結果通知	5月9日（金）予定
プレゼンテーション等審査	5月15日（木）予定
結果通知	5月21日（水）予定
契約締結	6月上旬予定
業務履行開始	6月上旬予定

9 情報公開への対応

提出された書類は三鷹市情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。

企画提案書については、提案者独自の内容が含まれることから、第三者から情報公開請求があったとき、「非公開」、「一部公開」、「全部公開」のいずれの意思表示をするかについて、あらかじめ「三鷹市高齢者計画・第十期介護保険事業計画」策定支援業務プロポーザル募集要項指定様式第4号により提出させるものとする。ただし、提案者が「非公開」、「一部公開」の意向を示した場合であっても、生命、身体の安全といった公益上の必要など特別な事情があるときは、提案者の意向に関わらず公開することもある。

10 その他

(1) 経費負担

プロポーザルへの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。また、プロポーザルが中止となった場合においても、参加者はプロポーザルへの参加に要した経費を市に請求することはできない。

(2) 書類の取扱い

提出された書類は返却しない。

受付期間終了後における書類の変更や追加は認めない。ただし、市から指示があったときはこの限りでない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提出された書類に虚偽の記載があった場合

イ 募集要項等に示された提出条件等に適合しない場合

ウ 候補者決定に影響を与える不誠実な行為を行った場合

(4) 辞退

応募後に辞退するときは、速やかに書面（任意様式）により、三鷹市健康福祉部介護保険課介護給付係までその旨を通知する。

附 則

この要領は、令和7年4月11日から施行し、「三鷹市高齢者計画・第十期介護保険事業計画」策定支援業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。